

2010年度連続研究講座： グローバル化時代のリスクを考える 第2回「製品リスクのグローバル化と 消費者行政の指針」

2010年6月17日

谷 みどり（経済産業省 消費者政策研究官（元審議官））

1. 市場の規範

(1) 商圏の拡大による規範の弱体化

ゲーム理論で、中古車市場の逆選択という話があります。中古車を売る人は、自分が使ってきた車の品質を知っています。ところが、この品質情報が買う人に伝わらない市場だと、売り手がいくら「この自動車いいですよ」と言っても信じられないので、買い手は結局価格で選びます。そんな市場では、いい品質の車でも最低の価格しかつかないので、結局、最低品質の車だけが売られるようになります。今、こういう状況が起きつつあるのではないのでしょうか。

昔は、買い物には歩いて行きました。米やみそなど、買うものの種類も限られていました。そうすると、同じ人と同じ物を繰り返して取引をします。そこでもし腐ったみそを売ったりしたら、消費者もすぐわかり、悪評が立って商売ができなくなります。それで、みんないいものを売ようになって、市場の規範がおのずから守られました。

ところが今は、商品が多様化した上に、電車で買い物に行き、インターネット通販もあって、商圏が広がっています。そうすると、同じお店と繰り返し取引をすることは少なくなり、評判もあまり伝わりませ

ん。悪いものを売っても、また別の人に売ることができます。

商圏拡大の最たるものが、グローバル化です。これには、消費者の選択肢が増えることや、商売の機会も増えるという長所があります。でも、繰返し取引が減少すると、安全でないものを売ったまま行方不明などという事業者も出て、買い手が不信感を持ちやすい状況になります。

消費者に正しい情報が伝わらないと、消費者自身も困りますが、経済全体も困ります。そんな市場では、可能性が二つあります。その1は、安いほうが勝つということです。安いのはいいのですが、その場合、コストの多くは材料費や燃料費です。可能性の2は、だます勧誘やうその広告のうまいほうが勝つということです。そうすると、日本経済500兆円の中で一番大切な300兆円の個人消費の多くの部分が、資源の消費と悪質行為の勧誘に回ってしまいます。

(2) 市場の規範の支え方

わたしたちが消費者として豊かに暮らすためにも、個人のお金が良い事業者に向かうためにも、消費者が安心して買える市場が必要です。これを支えるのが、市場の規範です。

ところが、この市場を支える市場の規範をそこなっている人がいます。悪質商法を行う人や、製品事故を隠す人です。市場の規範が危ないので、みんなで支える必要があります。この市場の規範の支え方を、表にしてみました。

表 市場の規範の創設方法と遵守手段

創設方法\遵守手段	強制	経済社会の圧力	良心
立法	A	C	E
立法以外	B	D	F

- A 法のうち、行政処分や罰則を伴う規定と、裁判で履行が強制される民事ルール
- B 商慣習が裁判で強制される可能性
- C 法の努力義務規定、プログラム規定、批准手続きを経た国際法の一部
- D 自主行動基準、規格等のソフトロー（狭義）、批准手続きを経ない国際合意等
- E 法の努力義務規定の一部
- F 家訓、社内システム等

市場の規範の創設方法が、縦に二つあります。一つは立法、つまり国が法律を作ることです。立法以外もあります。

横は、規範を遵守する方法です。一番左は、守らなかったら罰だという強制です。次に経済社会の圧力です。「守らなければ駄目」という圧力と、守った人を褒めるとか守った人から買うとかいうポジティブな圧力もあります。3番目は良心です。心理学や社会学を学ぶ人は、内面化された規範という言葉を書くかもしれません。自ら守るという守り方で、私はこれを良心と呼びます。

2. 立法し強制する製品安全の規範

(1) 事故情報の報告・公表制度

市場の規範と言ったときに、多くの人の頭に浮かぶのが、立法して強制するという部分でしょう。法のうち、行政処分や罰則を伴う規定と、裁判で履行が強制される民事ルールです。法による強制で何ができるか、製品安全についてお話をします。

強制して防ぎたい悲しい事故があったことが、立法で強制する規範の背景にあります。例えば一酸化炭素中毒事故は、本当に怖いです。

一酸化炭素中毒は、すぐ死ぬこともあります。濃度が低いと、気が付いたときには体がしびれて動かず、そのままゆっくり死に至る場合もあります。一生脳に障害を負ってしまうこともあります。

一酸化炭素中毒事故の例として、ファンで屋外に排気するタイプの湯沸かし器の排気ファンが回らないまま給湯されて、排気が屋内に出て亡くなったことがありました。ファンヒーターの中で空気を送るホースが、古くなってひび割れていってしまったことによる事故もありました。煙突が外れていたとか、空気の入り口がほこりで詰まっていたとかで、不完全燃焼が起きたこともあります。また、排気がそのまま屋内に出る小型湯沸かし器は、必ず換気しながら使わなければいけないのに、これを換気しないで、換気扇を回さず使ってしまったために事故が起きたこともありました。

一酸化炭素中毒のほか、子どもがシュレッダーに手を入れて指を9本なくしてしまった事故がありました。この事故より前に、他の子どもが指を1本か2本かなくした事故があり、そのときにみんなでその事故を知って気をつけていたら、2回目の事故は防げたかもしれません。でも、その事故を国も知りませんでした。

それで、新しい制度を作りました。重大な製品事故（死亡、重傷、火事等）を知ったら、その製品のメーカーや輸入事業者は、国に事故を報告しなければならないというものです。報告を受けたら、国は事故を公表します。もし必要があれば、国はメーカーや輸入業者に回収などを命じることができます。

この消費生活用製品の報告・公表制度を作ったときに、アメリカやヨーロッパの制度を勉強しました。当時のアメリカの法律には、メーカーとか輸入事業者は、自分の製品に欠陥があって、それで事故が起きたことを知ったら、あるいは自分の製品が技術基準を満たしていなかったら報告してくださいと書いてありました。日本の制度は違いま

す。製品起因の事故か、消費者の誤使用か、何でも、とにかく製品を使っていて事故が起きたら報告し、国が公表します。

もし、自社の製品の欠陥によって事故が起きたら報告してくださいという制度にしていたら、困ることがあります。事故が起きたときに、何が悪かったのか、何のせいで事故が起きたのかは、なかなかわかりません。事故の原因は、調べて検討しないとわからないのです。そうすると、調べて、本当に事故の原因が自分にあったとわかるまで報告できず、その間に次の事故が起きてしまうかもしれません。だから、何が悪かったのかわからなくても、製品を使っていて事故が起きたらすぐ報告し、みんなで知って、次の事故を防ぎましょうという制度にしました。

ですから、報告したからといって、その製品を作っていたメーカーが悪いということではありません。悪かったのはだれかわからなくても、みんなで次の事故を防ぐように、まず情報を伝えることが大事です。制度の詳しいことは、消費者庁の安全のページや経産省の製品安全ガイドに載っています。

メーカー等が事故情報を報告する先の「国」は、以前は経済産業省でしたが、去年の9月から消費者庁になりました。消費者庁の重要な役割は、情報の結節点になることです。例えば同窓会をしようというときは、幹事を決めます。お互いに心がけて連絡するようにしましょうと言っても、だれか連絡から漏れてしまうことがあるからです。このように、情報が流れるには、結節点が大事です。

例えば、地方自治体の消費者センターからの情報を消費者庁に集めます。経済産業省、厚生労働省などにくる情報も、消費者庁に集めます。そして、消費者庁からみんなに伝えます。これで、情報がいろいろなことが行き届くのではないかと思います。官庁だけではなく、事業者、事業者団体、消費者、消費者団体、学会とも情報が交換されま

す。一昨年、日本消費者法学会という学会ができて、情報交換にも役立っています。

みんなから消費者のための情報を集め、それをみんなに伝える消費者庁であってほしいと思います。この消費者庁を作るときには、行政機関や国民生活センターが事故を知ったら消費者庁に通知し、消費者庁がみんなに知らせるという制度もできました。

(2) 報告された製品事故

いろいろな事故が報告されていますが、多いのは火災につながる事故です。例えばエアコンの室外機が発火・発煙しました。また、電気コンロのスイッチに触れたら、上に置いていたものに着火する事故が多発しました。例えば単身赴任のお父さんがワンルームマンションに入り、全く台所を使う気がなくて、コンロの上に荷物を置いたまま仕事に行くのです。ところが、玄関横などのコンロのスイッチが飛び出した形をしていて、前を通るときかばんなどが触れてスイッチが入り、家に帰ったら燃えていたわけです。電気コンロの上にガスボンベを置いていて爆発したこともあります。

このほか、浴室換気乾燥暖房機の電源線をねじって付ける付け方が悪くて、発火した事故がありました。リチウム電池の発火もありました。ハロゲンヒーターの発火や天ぷら油の過熱も多いです。30年使った扇風機が発火して、ご夫婦が亡くなったこともありました。石油給湯器のパッキンが劣化して、灯油漏れで引火しました。古いテレビの発火もありました。

子供やお年寄り関係の事故もあります。子どもの事故例としては、シュレッダーでの指の切断のほか、消火器が破裂したり、電気ポットのお湯でやけどしたりした事故がありました。子供がライターで遊んで亡くなったこともあります。玩具の折りたたみ部分に指を挟んで指

を切ったり、何かの誤飲でのどを詰まらせたり、ベビーカーに指を挟んだりする事故もありました。お年寄りでは、湯たんぽによる低温やけどや、介護ベッドの手すりに首を挟まれて亡くなったという事故がありました。手足を挟むこともよくあります。介護ベッドの手すりの動く部分につかまって立ち上がったならそれが外れて、転倒したこともありました。

(3) 強制的な技術基準の例：リチウム電池とガスこんろ

さて、リチウムイオン電池は、今、全員持っているのですが、何でしょう。正解は、携帯電話の電池がリチウム電池だということです。そのリチウム電池が発火・発煙したわけですが、原因は、ある意味、技術進歩です。10年ぐらい前のリチウム電池はもっと大きく、充電してもすぐなくなりました。近年、この電池を薄く小さく軽く、短い時間で充電ができて長持ちするようになるという、急速な技術進歩が起きました。各メーカーが必死で競争する中で、安全のところに困ったことが出たのが、このリチウムイオン電池の発火でした。

消費者が注意するようになってと言っても、携帯電話を買うときにリチウム電池の安全は考えません。やはりこれは国が見なければいけないということで、国はリチウムイオン電池を電気用品安全法の規制対象に加えしました。国が技術基準を決め、この技術基準を満たしていることをメーカーか輸入事業者は確認し、満たしている印のPSEマークと自分の名前を表示するのです。この表示が付いていないものを販売してはいけません。

ガスコンロや石油燃焼機器の安全についても変わりました。天ぷら油の過熱による火災防止は、しばらく前までは消費者の不注意として注意喚起するだけでした。今ももちろん注意は必要ですが、お鍋の底の温度を測って一定以上に熱くなったら自動的にガスを止める技術が

でき、この装置はそれほど高くはないので、義務付けることになりました。家庭用のガスコンロは、2008年10月から、この過熱防止などを含む技術基準を満たした表示がないものは販売できないことになりました。石油風呂釜、石油給湯器、石油ストーブなども、新しい技術基準を満たす必要があります。

(4) 長期使用製品の安全確保

古くなると危なくなるものについても、新しい制度ができました。古くなると特に危ないものに、屋内式のガス瞬間湯沸かし器があります。屋内式というのは、燃えるところが家の中にあるものです。屋外式なら、何かあっても一酸化炭素中毒で死ぬことにはなりません。屋内式のを新しく買うときには所有者の名前・住所を提供し、製造・輸入事業者は点検時期を設定し表示をして、点検時期が来たら所有者に通知をします。通知を受けた人は、点検料を払い点検を受けます。所有者は消費者だけではなく、アパートや民宿のオーナーも含まれます。

これほどは危なくないけれど少しは危ないというものには、別の制度があります。例えば30年たった扇風機でご夫婦が亡くなったという事故を紹介しましたが、こういったものには設計標準使用期間を製品に表示することになりました。いわば製品の賞味期限のようなものです。

(5) 政府の役割：アメリカの例

国による強制は、最近広がってきています。そこで、ちょっとアメリカの話をご紹介します。アメリカは、大統領選挙をやる前に、主な新聞が支持する候補を明らかにします。ニューヨークタイムズは、オバマ候補を支持する社説を書きました。オバマ氏の政府についての考

え方がいいとして、具体例として引いたのがデンバーの大会の演説です。

「政府は我々の問題のすべてを解決することはできないが、我々ではできないことをやるべきだ。我々を危害から守り、すべての子供にちゃんとした教育を提供すること。我々の水をきれいに、おもちゃを安全にすること。新しい学校や新しい道路や新しい科学技術に投資すること。」

政府の役割をこんなに簡潔に述べた中に、おもちゃの安全が入っています。消費者に気を付けなさいと言っても、子供は必ずしも気をつけません。そんな子どもが使うものの安全を確保することが政府の役割だとオバマ候補が言ったことに加え、ニューヨークタイムズの社説がここを取り上げたことが印象的です。

3. 強制されない立法以外の規範

(1) 事業者ができること

けれども、法律で強制するのは、市場の規範のごく一部です。法律で強制する以外に、立法以外で作り経済社会の圧力で守る市場の規範があります。

たとえば製品事故の防止で、国ができることは実はごくわずかです。製品安全の基本は、国以外のいろいろな人の活動です。個々の事業者には、まず、購入者・管理者としてやるべきことがあります。様々な事故が、レストランや民宿やアパートで起きています。危険な製品の使用をやめましょう。リコールの情報を得たら対応しましょう。原因が誤使用にあるのであれば、自分自身正しい使用法を確認しましょう。

事故が起きた製品を作っていたり輸入していたりすれば、責任重大です。まず製造や輸入販売を止めることができます。事故原因が製品

にあるということがわかったら、リコールを行うことができます。例えば今、石油給湯器・風呂がまなど、多くのリコールが行われています。製品の原因が特定できれば、設計や製造過程を改善できます。

例えば浴室乾燥暖房機では、設置する時、電線をねじって留めるやり方がよくなって事故が起きていました。事故が起きてからしばらくは、工事をする人にもっと気をつけるよう注意喚起をしていました。でも、もっといい考えがあります。電線をねじって留める設計を変えるのです。端子といって、差し込むやり方で接続する技術はあり、そんなに高いわけではないので、端子接続にしましょうと。これは最初、個々のメーカーでやっていました。その後、去年9月からは技術基準も改定になって、国家による強制になったのですけれども、それまでは自主的な行為でした。

次に、原因が誤使用にある、つまり消費者がおかしいというときは、設計や取り扱い説明書を改善できます。例えばつまみが飛び出た電気コンロの事故では、コンロの上に物を置くのが悪いのですが、でも、同じような事故が繰り返し起きるのです。それで、新しく作るコンロは全部つまみが引っ込む形にしました。また、つまみの周りにつまみカバーを付けるというリコールが行われています。つまみが引っ込んでいたり、周りにカバーがあつたりすれば、うっかり触れてもスイッチが入りません。

事故が起きた製品を売っている人は、販売を止めることができます。リコールに協力したり、自らリコールしたりすることもできます。例えばハロゲンヒーターでは多数のリコールが起きていますが、輸入品が多く、輸入事業者には小さいところが多く、行方不明もあれば、リコールを始めたら倒産したところもありました。そこで、販売店が、自分が売ったものはリコールをした例もあります。ものを買うときは、メーカーも選ぶ必要がありますが、商店も選ぶべきです。よい店で買

うと、何か起こったときも対応が違います。また、販売者は、事故情報を次の仕入れの参考にでき、製品の事故の原因が誤使用にあったら、次に売るときには消費者への説明を改善することができます。

事業者が集まってできることもあります。例えば介護ベッドでは、手すりに首などを挟む事故がありました。それでJIS（日本工業規格）が去年変わり、手すりの隙間の基準を変えました。隙間の間隔だけでなく、隙間にある太さの棒をある力で押し込んでも入らないようにと、実際の事故を反映した基準になっています。JISは国家の強制ではなく、専門家が集まって作るものです。福祉用具の関係団体で、注意喚起もしています。

事故情報が正しく伝わる市場なら、わたしたちも安全な製品を選びます。事故情報が正しく伝わる市場なら、安全な製品を作る人や売の人が報われます。そういう市場を作っていけたらいいと思います。

(2) 消費者ができること

消費者が1人でもできることがあります。使い方に気をつけることです。小学生向けのパンフレットを作りました。その一こまが、この図です。みおちゃんとまもるくんが出てきます。2人合わせて身を守る、製品事故から身を守るというまんがです。

「ストーブや湯沸かし器は中で火が燃えていて、空気をたくさん使うんだね」というせりふは当たり前とも思いますが、最近の機器はスイッチさえ押せばよく、中で電気が流れているのか火が燃えているのか、意識せずに使っている人がいるのです。気をつけないといけません。自宅が屋外式なら「ひねればお湯が出る」でいいのですが、そんな人がアパートを借りたとして、その給湯器が屋内式なら、自宅と同じようにお湯を出して換気しないと、一酸化炭素中毒になります。

(3) 国際的合意、自主行動基準、社内システム

経済社会の圧力で守られる規範の例に、国際的な基準があります。ISO (International Standard Organization) は、国ではなく民間の基準で、強制されない規格です。経団連、業界団体などの自主行動基準もあります。OECDのガイドラインなど、批准手続きを経ない国際合意もあります。良心で守られる規範としては、家訓や社内システムがあります。

4. 立法でも強制されない規範

法律の中でも強制しない部分があります。例えば消費者契約法という法律があります。消費者が事業者と契約をするときの、消費者保護のための法律と言われています。この第3条第2項に、「消費者は、消費者契約を締結するに際しては、事業者から提供された情報を活用し、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容について理解するよう努めるものとする。」と書いてあります。これは、罰則はありませんが、法律に書くことで、経済社会の圧力で守らせようという条文なのではないのでしょうか。

もう一つ、消費者基本法という法律があります。消費者政策の基本的なことについて書いてあるのです。この第7条に、「消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない。」とあります。これも法律に書くこと自体が圧力だと言えるかもしれませんが、「自ら進んで」と書いてあるので、これは良心で守る規範だと私は言っております。

そほかにも、法律で作られた組織があります。例えば製品評価技術基盤機構 (NITE: National Institute of Technology and Evaluation) は、

事事故例を集めて原因を究明します。カセットコンロの爆発とか、暖房器具とか、ホームページに事故の再現映像もあります。この組織についても法律で規定していますけれど、これは、何かを強制しているわけではありません。

国民生活センターもそうです。商品テストをやっていて、最近ですと、例えばソフトコンタクトレンズの消毒剤の問題や、湯たんぽの爆発事故について、サイトで情報を提供しています。これも法律に書いてある組織ですけれども、何かを強制しているわけではありません。

5. 市場の規範がもたらすもの

(1) 繁栄する国とは

さて、繁栄する国というのはどういう国でしょうか。例えば2000年前、どんな国が繁栄していたかと考えると、歴史地図帳が思い浮かびます。ユーラシア大陸の向こうにローマ帝国、こちら側に秦漢帝国、これらが繁栄していたと。広い国、人口の多い国が繁栄していたのが、2000年前でした。

でも、今、インドネシアとシンガポールのどちらが繁栄しているかというと、普通シンガポールだと思います。インドネシアは広いし人口も多いですが、シンガポールは世界地図だとほとんど点です。広ければいいというものではありません。

わたしが経済学部 にいた30余年前、先生に「国って何ですか？」と聞いたら即答された答は、「国は生産要素が移動しない範囲をいいます。生産要素とは資本・技術・労働です」でした。生産要素の多い国が繁栄するというわけです。でも、今、資本はネット取引であつという間に国境を越えます。技術も直接投資や技術貿易で国境を越えます。「企業が国境を越えて動く時代、日本はどう生きるか」が、私が室長とし

て担当した94年の通商白書のテーマでした。もう、生産要素が移動しない範囲が国だということはありません。生産要素がたくさんあれば繁栄するということもありません。シンガポールは飲み水も輸入しますが、インドネシアには天然ガスがあったり、水力発電の大きなダムがあったりします。資源があればいいというわけではありません。

消費者政策に携わって、国とは市場の規範を共有する範囲ではないかと思うようになりました。適切な市場の規範がある国に、資本も技術も人材も育ち、集まります。シンガポールは飲み水もなくても、ここに投資すれば、例えば知的財産権が守られるとか、適切な規範が守られると思うから、栄えるのではないのでしょうか。

(2) グローバル化に応じた公的主体の活動

商圏、つまりものを取り引きする範囲は、どんどん国境を越えるようになりました。昔は国があって、その中に商圏がありましたが、今は違います。また、公的主体は国だけではありません。自治体もあり、国際的な組織もあります。

商圏が国を超えると、国と国とが協力する必要があります。2006年11月に、アメリカの消費者安全をやっている消費者製品安全委員会というところと日本の経済産業省とNITE（前述の製品安全の機関）の間で、リコール情報の交換などについてガイドラインを合意しました。それから中国とも、事故情報交換のための覚え書きを締結しました。このような二国間の協力があります。

国際的な組織もあります。たとえばOECDでは、先進国が集まって情報交換などを行います。わたしは96年から99年まで、OECDでエネルギー政策を扱う国際エネルギー機関（IEA: International Energy Agency）に勤めていました。国際機関の良いところは、いろいろな人が集まって、知恵を出し合うことだと思います。OECDは、一昨年の

10月に製品安全に関する会議を開催するなど、消費者政策に関する活動も行っています。

市場のグローバル化が起きて、個々の国だけで完結しないことが増えました。たとえばハロゲンヒーターで事故が起きていると言いましたが、多くは中国などからの輸入品です。このほかにも、中国製のひげそり器が発火した事故などもあります。

標準でも、安全面での懸念が設計段階で対処されるようにしながら、製品安全の規格を国際的にハーモナイズするように努力をしなければなりません。危険な製品に関する国際的な情報交換システムや消費者団体・事業者団体の協力ができないかとなど、いろいろな課題があります。

危険な製品についての情報交換では、EUにRAPEX（早期警報システム）というシステムがあります。EUで、製品安全については、一般製品安全指令というものがあります。その中で、RAPEXのマネジメント・ガイドラインが去年の12月に改定されました。例えば、加盟国の当局が消費者用製品のリスクをどう考えるかというリスク・アセスメントのガイドラインがあります。例えば事故が起きたとして、その事故が大変なことですぐ対処をしなければいけないのか、それとも、まあそこそこ大丈夫と思うかという、判断の仕方が書いてあるのです。結構長いのですが、簡単に言うと、まず使い手の消費者の弱さの度合いを考えてみます。おもちゃなら、使うのが子供や赤ちゃんだから大変だとか。あるいは、高齢者も弱いところがあるかもしれません。このような使い手の弱さの度合いを考えながら、ありうる障害のシナリオを作り、消費者が障害を受ける確率を見積もります。例えば一酸化炭素中毒で死んでしまうという、障害が大きいですよ。あるいは、膝小僧をすりむく程度のことなら、それほどではありません。その障害の大きさと、障害の確率の高さと、この二つからリスクの大き

さを見積もります。EU以外でも参考になる方法です。

大事なことは、国際組織・国・地方自治体の最も費用対効果の高い部分を生かすということです。この観点から興味深いのが、5月に、EUが提案した消費者苦情の分類に関する勧告です。EUでは消費者の苦情を受けるところが700以上あるのです。分類がばらばらなので国レベルでさえも比較とか全体的な分析ができないため、分類を揃えようという提案をしたのです。もし今回の勧告を各地の消費者相談センターが受け入れたら、EUでの統一的な分類により分析できます。また、EUは統一的なソフトウェアを提供することも提案していて、もし、これが受け入れられたら、集計して市場の失敗をより早く発見できるようになります。もし問題が特定されて証拠が集まったら、強制ができるのは今のところ国なので、各国が対応できるというわけです。

(3) 市場の規範で平和な世界へ

さて、昔々、2000年前、人口が多くて広い国が繁栄した時代、ローマ帝国のユリウス・カエサルや、秦の始皇帝は、領土を取るために戦いました。生産要素が多い国が繁栄した時代、各国は資源を取るために戦いました。日本がパールハーバーを攻撃したのは、南方原油が止められたからです。その前も、日本が満州に進出した理由の中に、満州の資源を求めるという動機がありました。

このような領土や資源と、市場の規範とで、大きく違うことが一つあるのです。経済学の言葉で言うと、市場の規範は公共財だということ、つまり使い減りしないということです。領土や資源は、だれかが取ったら私のものではなく、私は使えません。公共財にはそんなことはなく、みんなで使えばいいのです。もし適切な市場の規範がある国が繁栄するのなら、取らなくてもいい。戦わなくてもいい。国と国は何をすればいいかという、話し合っている方法を見つけるでもいい

し、あそこの国はうまくやっていると思ったら、まねすればいいのです。

もし市場の規範が適切な国が繁栄するのであれば、国と国は市場の規範の築き方を互いに学び合えばいい。市場の規範で発展するという考え方をみんなが持っていくと、みんなが豊かになるだけでなく、世界の平和も築いていけるのではないのでしょうか。